

茨城労働局
栃木労働局
群馬労働局
発表
令和4年12月27日

担当
茨城労働局労働基準部監督課
課長 宮地延幸
(電話) 029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課
課長 梅村渉介
(電話) 028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課
課長 小永光邦彦
(電話) 027-896-4735

北関東3労働局が合同で実施した年末建設一斉監督の結果について

～394の建設現場に対し一斉監督を実施し、約46%の現場で法令違反～

北関東の3労働局（茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局）では、令和4年12月1日（木）から12月14日（水）までの間、建設工事に対する一斉監督を実施しました。

建設業においては、年末・年始は繁忙期となり、現場内での作業が輻輳すること等から、労働災害が特に発生しやすい時期となります。このため、北関東3労働局では、建設業における重篤な労働災害の防止のため、集中的に監督指導を実施したものです。

本件の監督指導の実施結果については、別添1、別添2のとおりです。

【年末建設一斉監督結果の概要】

- 1 実施期間 令和4年12月1日（木）～12月14日（水）
- 2 指導現場数 394 現場
- 3 違反現場数 181 現場（違反率 45.9%）
《使用停止等命令》
設備の使用停止等命令の行政処分 22 現場（5.6%）
- 4 違反件数 計 264 件
《主要違反事項》
墜落災害の防止に関する違反 87 件（33.0%）
建設機械災害の防止に関する違反 36 件（13.6%）

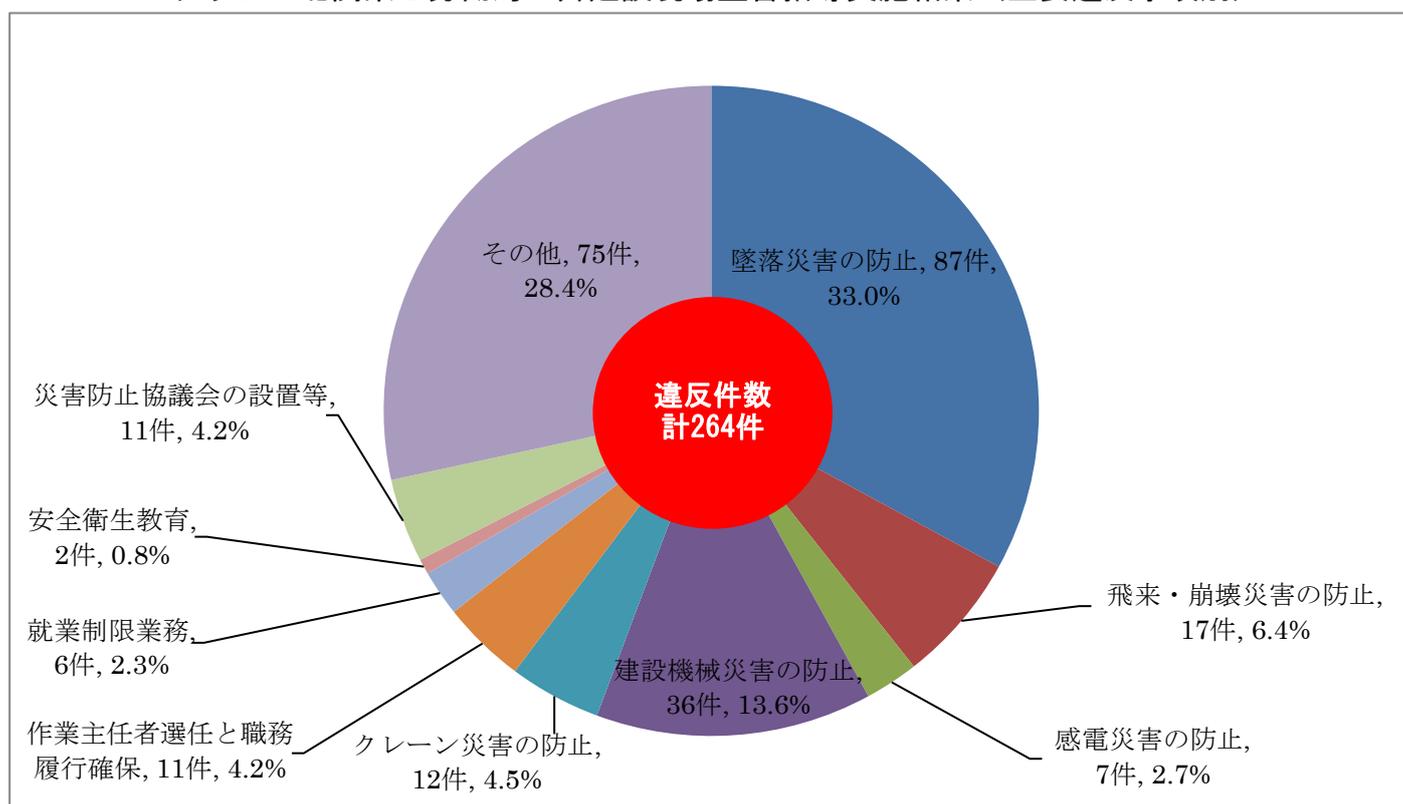
1 令和4年度北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果

	茨城局	栃木局	群馬局	3局合計
監督実施工事現場数	129	105	160	394
うち違反工事現場数(違反率%)	53 41.1%	47 44.8%	81 50.6%	181 45.9%
うち使用停止等命令書交付現場数(交付率%)	8 6.2%	8 7.6%	6 3.8%	22 5.6%

2 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、**墜落災害の防止に関する違反が87件(33.0%)**と最も多く、以下、**建設機械災害の防止に関する違反36件(13.6%)**、**飛来・崩壊災害の防止17件(6.4%)**、**クレーン災害の防止に関する違反12件(4.5%)**の順で多くなっています(グラフ参照)。

グラフ 北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果(主要違反事項別)



【具体的な違反事例】

事項	違反事例
墜落災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ2メートル以上の屋根上の作業について、墜落防止用の手すり等を設けていなかった。(安衛則 519 条・653 条) ・移動はしごについて、転位防止措置が講じられていなかった。(安衛則 527 条)
飛来・崩壊災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・機材等が落下するおそれのある場所に防網の設置や立ち入り禁止などの措置を講じていなかった。(安衛則 537 条) ・足場について、幅木・メッシュシート等物体の落下による災害の防止措置がなかった。(安衛則 563 条)
感電災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接棒ホルダーの絶縁部分が損傷したまま、金属アーク溶接作業を行っていた。(安衛則 331 条)
建設機械災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラグ・ショベルの旋回範囲内に労働者を立ち入らせていた。(安衛則 158 条) ・クレーンモードに切り替えずに、ドラグ・ショベルで、荷のつり上げ作業を行っていた。(安衛則 164 条)
クレーン災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンについて、年次点検、月次点検を行っていなかった。(クレーン則 76 条・77 条)
作業主任者選任と職務履行確保	<ul style="list-style-type: none"> ・金属アーク溶接等の作業において、特定化学物質作業主任者を選任していなかった。(特化則 27 条) ・作業主任者の氏名及び職務を掲示していなかった。(安衛則 18 条)
就業制限に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け作業について、無資格の労働者を従事させていた。(安衛令 20 条)
災害防止協議会の設置及び運営等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止協議会を設置していなかった。(安衛則 635 条)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用丸のご盤の安全カバーが作動しないよう木片で固定していた。(安衛則 28 条) ・足場について、最大積載荷重を表示していなかった。(安衛則 562 条)

※安衛令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則 クレーン則：クレーン等安全規則
 特化則：特定化学物質障害予防規則